

山口県報

平成27年
10月30日
(金曜日)

目次

- 告示
- 鳥獣保護区の設定に関する告示の一部改正(四件)(自然保護課).....一
- 鳥獣保護区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....三
- 特別保護地区の指定に関する告示の一部改正(自然保護課).....三
- 休猟区の指定(自然保護課).....四
- 銃猟禁止区域の設定に関する告示の一部改正(二件)(自然保護課).....四



山口県告示第三百九十号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十年山口県告示第七百十四号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基き、」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 区域 宇部市今村北二丁目、今村北二丁目、今村北三丁目、今村北四丁目、今村北五丁目、今村南一丁目、今村南二丁目、今村南三丁目、亀浦一丁目、亀浦二丁目、亀浦三丁目、亀浦四丁目、亀浦五丁目、常盤台二丁目、床波一丁目、床波二丁目、野中

- 三丁目、野中四丁目、則貞三丁目、則貞四丁目、開二丁目、開三丁目、開四丁目、開五丁目、大字沖宇部、大字上宇部及び大字西岐波の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 九四七ヘクタール)
- 三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和三十七年山口県告示第五百六十八号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

「狩猟法(大正七年法律第三十二号)第九条の規定に基き、」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第二十八条第一項の規定により、鳥獣保護区を」に、「禁猟区を設定した」を「指定する」に改める。

二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 区域 山口市徳地野谷及び徳地船路の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 三、一二七ヘクタール)
- 三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。
- 四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。
(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十二号

鳥獣保護区の設定に関する告示(昭和五十年山口県告示第九百二十四号の十四)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣政

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ二第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

高野鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊浦町大字川棚、豊浦町大字黒井、豊浦町大字吉永及び豊浦町大字浦田後地の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 九三〇ヘクタール）

高野鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

高野鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

土井ヶ浜鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊北町大字神田、豊北町大字神田上及び豊北町大字矢玉の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、一五〇ヘクタール）

土井ヶ浜鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

土井ヶ浜鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十三号

鳥獣保護区の設定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百六十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第八条ノ八第一項の規定に基づき」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律

第八十八号）第二十八条第一項の規定により」に、「設定する」を「指定する」に改める。

高昭寺山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市周東町祖生の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 四一ヘクタール）

高昭寺山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

高昭寺山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

桜山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 美祢市伊佐町伊佐、伊佐町奥万倉、伊佐町堀越及び東厚保町山中の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 五一四ヘクタール）

桜山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

桜山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祢農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

江良鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 下関市豊浦町大字川棚の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一四五ヘクタール）

江良鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

江良鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十四号

鳥獣保護区の指定に関する告示（昭和四十年山口県告示第六百九十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

羅漢山鳥獣保護区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 岩国市錦町宇佐郷、錦町大原、本郷町本谷及び美和町秋掛の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一、三八一ヘクタール）

羅漢山鳥獣保護区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区の四 鳥獣保護区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第三百九十五号

特別保護地区の指定に関する告示（昭和六十年山口県告示第八百七十号）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 羅漢山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一〇二ヘクタール）

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

羅漢山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 高照寺山鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 二八ヘクタール）

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

高照寺山鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県岩国農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 大原湖鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 三一ヘクタール）

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

大原湖鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県山口農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

常盤鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

二 区域 常盤鳥獣保護区の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一三八ヘクタール）

常盤鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

常盤鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

江良鳥獣保護区特別保護地区の二 区域に関する部分を次のように改める。

- 二 区域 江良鳥獣保護区の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二九ヘクタール)

江良鳥獣保護区特別保護地区の三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

江良鳥獣保護区特別保護地区の四 特別保護地区の保護に関する指針に関する部分の次に次のように加える。

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県下関農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十六号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十四条第一項の規定により、休猟区を次のとおり指定する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 名称 見付・田代休猟区

- 二 区域 山口市阿東篠目の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二、一一三ヘクタール)

三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山形農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 真尾休猟区

- 二 区域 防府市大字上右田、大字東佐波令、大字久兼、大字真尾及び大字和字の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一、五九九ヘクタール)

三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県山形農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

- 一 名称 弥富・鈴野川休猟区

- 二 区域 萩市大字鈴野川、大字弥富上及び大字弥富下の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 二、三七八ヘクタール)

三 存続期間 平成二十七年十一月一日から平成三十年十月三十一日まで

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県萩農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十七号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和五十年山口県告示第八百九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣保護及び狩猟二閑スル法律(大正七年法律第三十二号)第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号)第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

- 一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

- 一 名称 藤河内特定猟具使用禁止区域

- 二 区域 宇部市大字榎小野及び大字藤河内の区域(次の図に示す部分に限る。)(面積 一四七ヘクタール)

三 存続期間に関する部分中「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

(「次の図」は、省略し、その図面を山口県美祿農林事務所に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第三百九十八号

銃猟禁止区域の設定に関する告示(昭和六十年山口県告示第八百七十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正七年法律第三十二号）第十条の規定に基づき、銃猟禁止区域」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第三十五条第一項の規定により、特定猟具使用禁止区域」に、「設定する」を「指定する」に改める。

一 名称に関する部分及び二 区域に関する部分を次のように改める。

一 名称 潮音寺山特定猟具使用禁止区域

二 区域 光市中村町、光ヶ丘及び大字浅江の区域（次の図に示す部分に限る。）（面積 一五〇ヘクタール）

三 存続期間に関する部分中、「平成二十七年十月三十一日」を「平成三十七年十月三十一日」に改める。

三 存続期間に関する部分の次に次のように加える。

四 禁止又は制限に係る特定猟具の種類 銃器

（「次の図」は、省略し、その図面を山口県周南農林事務所に備え置いて縦覧に供する。）

平成二十七年十月三十日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁